

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月6日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
10号	1

## 専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月25日

守谷市長 松丸修久



### 1 和解の相手方

住 所 守谷市百合ヶ丘二丁目2551番地26  
氏 名 下田 弘

### 2 和解の内容

#### (1) 事故発生日

令和6年3月14日

#### (2) 事故発生場所

守谷市百合ヶ丘二丁目2551番地26

#### (3) 事故の概要

守谷市中央公民館に向かう際に、反対側から来たトラックをよけながら、左折しようとしたところ、内輪差を見誤り、相手方宅ブロック塀に公用車左側面を擦ってしまい、ブロック塀を損傷した。

#### (4) 損害賠償額

107,360円

報告	頁数
10号	2